

平成 23 年 3 月 24 日

仮設建築物許可申請に係る構造審査の取扱い

建築指導課

1. 構造審査の対象

構造審査の対象となる建築物は建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する建築物とする。

2. 構造審査の内容

- ① 建築基準法施行令第 3 章に関すること（第 8 節は除く）
- ② 設計者が設定した設計条件に対する計算内容の確認
- ③ 構造計算書と設計図書との照合

なお、設計者が設定した設計条件は、仮設建築物の存続期間に構造上安全であるものとして設計者の責任において説明されるべきものであり、審査の対象とはしないものとする。

3. 構造審査に係る「その他知事が必要と認める図書」について

愛知県建築基準法施行細則第 1 2 条に基づく「その他知事が必要と認める図書」は、以下に掲げるものとする。

- ① 建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表二に掲げる図書
- ② 構造計算書（仮設建築物の存続期間中、構造上安全であるものとして、設計者が設定した設計条件によるもの。）

4. 適用

本取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日適用とする。